

# 我が国の経済安全保障法制の動向と企業が留意すべき事項

## － 研究開発・知財活用の視点から－

事業開発企画室  
グローバル知財チーム

弁理士 平松直人



**【要旨】** 経済安全保障法制をめぐることは、主に4つの課題について検討が行われている。このうち特許非公開及び官民技術協力に関する課題は、研究開発を行う企業にとって少なからぬ影響があるものと考えられる。本稿では現時点で判明している有識者会議等の動向の紹介と、それをふまえた企業の対応について考察した。

### 1. 経済安全保障法制をめぐる動向

岸田政権下、経済安全保障法制をめぐる動きが活発化している。2021年11月19日に第一回経済安全保障会議、同26日に第一回有識者会議、12月6日から10日にかけて重点4分野の検討会合、同28日に第二回有識者会議が開催された。2022年1月の通常国会への法案提出を目指し、今後暫く集中的な議論が行われると思われる。

経済財安全保障をめぐることは、

- ①産業基盤のデジタル化と高度化
- ②新興国の経済成長とグローバル・バリューチェーンの深化
- ③安全保障の裾野拡大

の進展により新たなリスクが顕在化し、経済政策を捉え直す必要があるとされている。新たなリスクへの対応として、次の4つが法制上の手当てが必要な課題と位置付けられている。

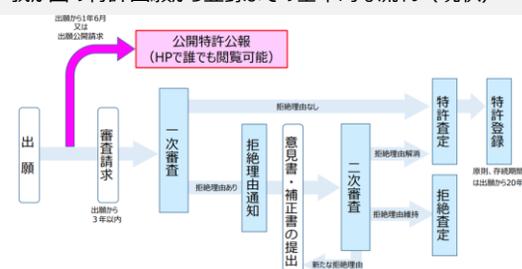
- ・ サプライチェーンの強靱化
- ・ 基幹インフラ機能への妨害防止
- ・ 官民技術協力
- ・ 特許非公開

本稿執筆時点（2022年1月初旬）では、上記4分野への対応が、法案にどう落としこまれるか明らかでない部分も多いが、企業が受ける影響や取るべき対応等について、特許非公開と官民技術協力の分野を中心に論じてみたい。

### 2. 特許非公開制度と企業の対応

わが国では、特許出願された発明は、原則1年6ヶ月後、または出願人による出願公開請求後、一般に公開される。産業の発達を図るため、発明の公開を代償に、一定期間

我が国の特許出願から登録までの基本的な流れ（現状）



出典：経済安全保障法制に関する有識者会議 特許非公開に関する検討会合 第一回資料（令和3年12月9日）

独占権を付与するのが特許制度の基本的な枠組みである。

一方、米欧中その他各国は、機微な発明の特許出願を非公開とし、特許出願人等に当該発明の流出防止措置を求め、外部の脅威による発明利用を防止する制度を有する。現在、G20でこのような制度を持たないのは日本・メキシコ・アルゼンチンのみとなっている。

このため、各国の制度も念頭に置き、イノベーションの促進と両立を図りつつ、安全保障の観点から特許非公開化が講じられようとしている。

特許非公開制度の枠組みは未だ明らかでないが、企業としては今後以下の観点から動向把握が必要と考えられる。

#### (1) 対象技術分野・発明の範囲・特定方法

対象技術の範囲やその特定方法次第では、想定外の形で本制度の対象となる可能性も出てくる。例えば、武器や原子力など範囲が絞られるケースもあるが、より基礎的な技術、通信など汎用性のある技術等も含まれた場合、企業として対応が求められる可能性が高くなる。想定外の形で非公開対象となる可能性もあり（例えば特許庁の審査官が非公開対象の技術分類を付与する場合など）、どのような技術・発明が対象となりうるかは十分注視する必要がある。

また、対象となる発明の属性（発明者の国籍や居住地、発明がされた地域等）についても留意が必要である。複数国拠点の、多様なバックグラウンドの人材が連携して完成させた発明は、その体制の妥当性の検証とともに、各国法制の相違により複雑な取扱いを強いられる場合がある。そこに日本の制度がどう加わるかはグローバルな事業活動を行う企業にとっては非常に重要な確認事項といえる。

#### (2) 非公開発明の選定プロセスへの対応

非公開発明を選定する公的な体制・プロセスが創設されると予想されるが、企業側も当該プロセスに対応する機能が必要となるはずで、従来の出願・権利化等の組織・プロセスで吸収できるか、新たな体制等を必要とするか、制度動向をふまえ見極めることが望ましい。

#### (3) 発明・出願・登録特許の管理

非公開対象となった発明については、漏洩防止措置への対応も含め、権利化の手続や登録後の管理も異なってくるはずである。また特許ライセンス等の場面でも、ライセンスの

対象に含まれないようにするためのチェック機能等が必要になると考えられる。

発明や特許出願・登録特許の管理にはシステム等を活用する機会が多いと考えられるが、制度動向をふまえ、システムの改修等に対応可能な範囲、新たな対応が必要な範囲等を検討・判断する必要もあろう。

#### (4)非公開発明への補償と特許価値評価算定

非公開となった特許は、他人への利用許諾を通じ実施料を得る機会を失うため、国が相当額を補償する枠組みの導入が検討されている。現時点では、補償額の算定方法や条件は明らかでない。

仮に補償額が売上額×ロイヤリティレートといった形で算定されるならば、企業にとってはいかなる形で合理性のある売上額及びロイヤリティレートが算定・適用されるかが大きな関心事となる。

とりわけ、わが国では参照・活用できるロイヤリティレートの情報が少なく、公的な実態調査も2009年度に実施されて以降、必ずしも情報の蓄積・更新・共有が十分に行われているとは言い難い。そのような状況下、補償額算定の合理的な根拠としてどのような情報が用いられるかは注目に値する。そこで適用される算定プロセスやロイヤリティレート等は、非公開特許のみならず他分野の特許価値や損害賠償額の算定等に影響を与える可能性がある。

また、特許非公開の制度は、同時に海外での特許出願の禁止等の制限を伴うはずであり、海外での特許活用機会の喪失への補償がどのように位置づけられるかも注目したい。

### 3. 官民技術協力とその支援措置

#### (1)検討の背景と今後の方向性

経済安全保障の枠組みの中で、先端技術の研究開発投資のあり方を検討する背景として、①先端技術の重要性の高まり、及び②先端技術の研究開発主体の変化が指摘されている。前者については、産業技術のデジタル化・高度化に伴う技術革新が安全保障にも影響し、国家間の覇権争いの中核になりつつあること、主要国が感染症の世界的流行等への対応策として、先端技術の研究開発・成果活用と政府系組織による情報収集・分析を実施していること、技術流出問題の顕在化による各国の対策強化等の動向が事実として挙げられる。また後者については、従来の政府機関・大企業主導の研究開発からスタートアップやアカデミアの役割の増大、これに伴う官民協力の変化等が指摘されている。

米欧中などの主要国では、基礎研究から応用研究段階までを対象とした先端技術研究開発の大型プロジェクトが立ち上げられ、ハイリスク・ハイペイオフ研究を推進するスキームも導入・拡大傾向にある。また産業育成の観点から、技

術成熟度に応じた社会実装支援や技術移転の施策等も推進されている。

#### 技術成熟度に応じた先端技術の研究開発の推進施策（例）



経済安全保障法制に関する有識者会議 官民技術協力に関する検討会合 第一回資料（令和3年12月9日）から引用・加工

こうした主要国の動向をふまえつつ、経済安全保障の枠組みにおける官民技術協力については、

- ①先端技術の研究開発への投資
  - ②先端技術を効果的に守りつつ育成する仕組み
  - ③育成すべき先端技術を見出すための仕組み
- を主要課題とした検討・法制化が進むものと見られる。

#### (2)企業の立場から見た今後の対応

現時点では官民協力のあり方をめぐる制度の骨格は判明していないが、国がリスクを取って注力する科学技術の領域や社会実装に向けた施策等が見えてくるはずである。特に先端技術の研究開発を志向する企業にとっては、企業がその中でどのような役割を求められるか、また事業化に際し活用できる枠組みや制約条件等を把握の上、ビジネスモデルへの影響や制度の活用のある方等を検討・判断することが望ましいと考えられる。

#### 4. 終わりに

グローバルな事業活動を展開する企業にとっては、各国の安全保障関連法制は留意すべき課題の一つであり、我が国の経済安全保障法制も新たな検討要素として加わることになる。複数の国に研究開発拠点が存在し、それらが連携して行った研究開発の成果がどのように扱われるかなど、非常にセンシティブなケースも存在する。とはいえ、安全保障にかかわる課題をクリアするとともに、各国のインセンティブを適切に活用し、グローバルな事業展開を図ることは不可能ではないはずである。我々も知財・税務・会計等の切り口から、海外展開を目指す企業のサポートができればと考えている。

以上

参考資料：

経済安全保障法制に関する有識者会議 第一回資料（令和3年11月26日）及び第二回資料（同12月28日）

本稿の内容は執筆者の個人的見解であり、当事務所の公式見解ではありません。記載内容の妥当性は法令等の改正により変化することがあります。本稿は具体的なアドバイスの提供を目的とするものではありません。個別事案の検討・推進に際しては、適切な専門家にご相談下さいませようお願い申し上げます。

本稿のお問合せ先：

電話：03-5219-8986  
E-mail：naoto-hiramatsu@tkao.com  
URL：https://www.tkao.com

©2022 東京共同会計事務所 無断複製・転載を禁じます。